(3)　真珠形にとう精すること。	
(4)　薄く切ること。	
(5)　粗くひくこと。	
ロ　米菓生地	
ハ　米菓	
ニ　米こうじ	
三～九　（略）	二～八　（略）

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第百二十五号

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第一項第二号、第四号、第二十七条の二第一項第二号及び第四号の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「規則」という。）第二十七条第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数（規則第二十七条第一項第二号に規定する補正料金算定指数をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式とする。ただし、翌日市場における三十分単位の各時間帯ごとの売買取引における価格が二百円以上となる回数が、連続する七日の期間内に三十回以上となった日の翌日から、当該価格が百円以上となる回数が、連続する七日の期間内に零となった日までの期間にあっては、規則第二十七条第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式により算定した額の上限を、百円とする。	**第一条**　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「規則」という。）第二十七条第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式とする。
補正料金算定指数が三未満である場合	三百円	補正料金算定指数が三未満である場合	二百円
補正料金算定指数が三以上八未満である場合	四百五十円から補正料金算定指数に五十円を乗じた額を減じた額	補正料金算定指数が三以上八未満である場合	二百九十三円から補正料金算定指数に三十一円を乗じた額を減じた額
補正料金算定指数が八以上十未満である場合	二百五十円から補正料金算定指数に二十五円を乗じた額を減じた額	補正料金算定指数が八以上十未満である場合	二百二十五円から補正料金算定指数に二十二・五円を乗じた額を減じた額
補正料金算定指数が十以上である場合	零円	補正料金算定指数が十以上である場合	零円
第二条　規則第二十七条第一項第三号に規定する経済産業大臣が定める額は、百円とする。		**第二条**　規則第二十七条第一項第三号に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり百円とする。	
第三条　規則第二十七条第一項第四号に規定する経済産業大臣が定める額は、第一条ただし書に規定する期間にあっては百円とし、当該期間以外の期間にあっては三百円とする。		**第三条**　規則第二十七条第一項第四号に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり二百円とする。	
第四条　規則第二十七条第三項に規定する経済産業大臣が定める額は、零円とする。		**第四条**　規則第二十七条第三項に規定する経済産業大臣が定める額は、一キロワット時当たり零円とする。	
第五条　規則第二十七条の二第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数（規則第二十七条の二第一項第二号に規定する補正料金算定指数をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算定指数をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算		**第五条**　規則第二十七条の二第一項第二号に規定する経済産業大臣が定める額又は算式は、次の表の上欄に掲げる補正料金算定指数の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる額又は算式とする。	